

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱

平成30年10月1日

九重町告示第80号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害を未然に防ぎ、避難経路を確保するため、危険なブロック塀等の除却を行うものに対して、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、九重町補助金等交付規則（昭和63年九重町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀（フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む。）及び門柱をいう。
- (2) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、本町に所在するブロック塀等で次条第1項に規定する補助対象ブロック塀等に該当するものを所有し、又は管理する者が当該ブロック塀等の除却をする事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 補助金の交付を受けたことがある者
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象ブロック塀等)

第4条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすブロック塀等であって、九重町が危険であると確認したものとする。

- (1) 道路に面すること。
- (2) 高さが1メートル以上あること。
- (3) ひび割れ又は傾きが認められること。

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等が地震等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、通行人に対し危険であると町長が必要であると認める場合は、この限りではない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象ブロック塀等の除却に要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、70,000円を限度額とする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象ブロック塀等の位置、構造、長さ及び高さを記入した配置図
- (2) 補助対象ブロック塀等の現在の状況が分かる写真
- (3) 補助対象ブロック塀等の除却に係る見積書の写し
- (4) 位置図
- (5) 誓約書（様式第10号）
- (6) 町税等納付状況調書（様式第11号）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた後に行わなければならない。

(補助事業の変更)

第9条 7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、九重町危険ブロッ

ク塀等除却事業補助金交付変更申請書（様式第４号）に町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- ２ 町長は、前項の承認をしたときは、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定変更通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。
（補助事業の取りやめ申請）

第１０条 交付決定者は、補助事業を取り止めようとするときは、九重町危険ブロック塀等除却事業取り止め申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告）

第１１条 交付決定者は、補助事業を完了したときは、九重町危険ブロック塀等除却事業完了報告書（様式第７号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の３月２５日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- （１） 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事費の領収書の写し
- （２） 補助対象ブロック塀等の除却に係る工事の写真（除却中及び除却後の状況が分かるもの）
- （３） その他町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第１２条 町長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容を審査及び補助対象ブロック塀等の除却の状況を確認し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金の額の確定通知書（様式第８号）により交付決定者に通知するものとする。
（補助金の交付請求）

第１３条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書（様式第９号）を町長に提出しなければならない。
（交付決定の取消し等）

第１４条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、交付された補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- （１） この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。
- （２） この要綱の規定により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （３） その他不正の行為があったとき。
- （４） 第１０条の規定による届出があったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書

年 月 日

九重町長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

※太線枠内に記入してください。

除却するブロック 塀等の概要	除却するブロック 塀等の所在地	
	ブロック塀等の種類	☐ コンクリートブロック造 ☐ コンクリートパネル造 ☐ 石造 ☐ れんが造 ☐ その他の組積造 ☐ 門柱
	ブロック塀等の高さ	道路面からの高さ m 補助の対象となる除却部分の高さ m
	ブロック塀等の延長	補助の対象となる除却部分の長さ m
除 却 に 要 す る 額	金 円	
交 付 申 請 額	金 円	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
工 事 施 工 予 定 者	住 所 氏 名	

※受付チェック欄

※欄内は記入しないで下さい。

種類	高さ	延長	添付書類	受付印
☐ 可 ☐ 否	☐ 可 ☐ 否	☐ 可 ☐ 否	☐ 可 ☐ 否	

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定通知書

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、貴殿より申請のありました補助事業について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

受付番号・年月日	第 号 年 月 日
申請者名	
除却するブロック 塀等の所在地	
補助事業に要する経費	金 円
補助金の額	金 円

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金不交付決定通知書

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、貴殿より申請のありました補助事業については、次の理由により補助金の交付ができませんので通知します。

交付出来ない理由	
----------	--

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付変更申請書

年 月 日

九重町長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金決定の通知があった補助事業の内容
を変更したいので、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり変更を申請します。

記

除却するブロック 塀等の所在地	
変更の内容	
申請の理由	

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

平成 年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で通知した交付決定については、下記のとおり当該額及びその内容を変更したので、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

受付番号・年月日		第 号	平成 年 月 日
変更前	補助事業に要する経費	金	円
	補助金の額	金	円
変更後	補助事業に要する経費	金	円
	補助金の額	金	円

年度九重町危険ブロック塀等除却事業取り止め申請書

年 月 日

九重町長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金決定の通知があった補助事業を取り
止めたいので、九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり
取り止めに申請します。

記

除却するブロック 塀等の所在地	
取り止めの内容	
申請の理由	

様式第7号（第11条関係）

年度九重町危険ブロック塀等除却事業完了報告書

年 月 日

九重町長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

※太線枠内に記入してください。

交付決定通知	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日
補助対象経費	金 円
上記に対する精算交付金額	金 円

※受付チェック欄

※欄内は記入しないで下さい。

添付図書		☐ 領収書の写し ☐ 写真（除却中及び除却後の状況がわかるもの） ☐ その他（ ）		
現場確認欄	確認年月日		確認結果	
	確認者			

第 号
年 月 日

殿

九重町長 印

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金の額の確定通知書

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、完了報告のあった 年
度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付決定番号・年月日	第 号 年 月 日
交付決定済補助金額	金 円
確定補助金額	金 円

年度九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書

年 月 日

九重町長 殿

住所
申請者 氏名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知があった 年度
九重町危険ブロック塀等除却事業補助金 円を交付されるよう、 年度九重町危険ブロッ
ク塀等除却事業補助金交付要綱第 1 3 条の規程により請求します。

補 助 金 振 込 先	金融機関名	銀行名： 本・支店名：
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) 氏 名

誓約書

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱に基づく交付申請にあたり、下記の事項について誓約し、違反があったとき又は事実と相違することがあったときは、補助金を直ちに返還します。

記

九重町暴力団排除に関すること

(1)次のいずれにも該当する者ではありません。

ア．暴力団（九重町暴力団排除条例（平成23年3月22日九重町条例第2号）第2条に規定する暴力団をいう。以下、同じ。）

イ．暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ．暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

エ．暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

オ．上記ア～エまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している個人ではありません。

年 月 日

九重町長 殿

住所

氏名

印

生年月日(明治・昭和・大正・平成) 年 月 日

町税等納付状況調書

年 月 日

同 意 書

申請者 住 所
氏 名 印

九重町危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱に基づく下記の目的のため、私及び私の世帯員について町税等納付状況を関係職員が調査することに同意します。

記

目的	九重町危険ブロック塀等除却事業補助金
----	--------------------

【以下、記入不要】

確認日 年 月 日

関 係 課 各 位

上記の者について、納付状況等についての確認をお願いします。

町税納付状況等確認表

(担当課名)

項目	納付状況等	確認者
町税他	滞納なし・滞納あり	税務課 印
水道料・住宅料	滞納なし・滞納あり	建設課 印
こども園使用料	滞納なし・滞納あり	子育て支援課 印
給食費	滞納なし・滞納あり	学校給食センター 印
C A T V使用料	滞納なし・滞納あり	危機管理情報推進課 印